

## 山口県トライアスロン連合 倫理コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県トライアスロン連合(YamaguchiTriathlonUnion 以下、YTU)の係わる競技会・行事等のもとより、年間を通しての活動における関係者の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、YTU に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、下記の者に適用する。

- (1) YTU の役員、会員
- (2) 競技者(選手)及びその帯同者
- (3) 公認審判員
- (4) 公認指導者
- (5) 主催・共催・公式大会の運営関係者

(相互尊重の精神と遵守事項)

第3条 役員及び競技者(選手)は、競技に係る全ての相手に敬意を表し、大会主催地の関係者及びボランティアに対して感謝の気持ちを忘れてはならない。また、第2条に掲げる者は、いかなる場合においても互いに尊重の念をもって対応し、次の行為及びそれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 人間の尊厳や人権を損なう行為等 人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、国家、社会的ルーツ、財産、出自、身分、その他いかなる理由による差別も行ってはならない。
- (2) 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等いかなる場合であっても、問題解決の手段として、身体的または精神的な暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を絶対に行ってはならない。
- (3) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等性的言動、表現によって相手に不快感を与える行為を行ってはならない。また、指導的立場にある者は、その権威を利用し不適切な行動や強要をしてはならない。
- (4) ドーピング規則に反する行為
- (5) スポーツマン精神及びフェアプレー精神に反する行為
- (6) 競技ルール及び国内外のマナーに反する行為
- (7) プライバシーを侵害する行為
- (8) 以上に係る類似行為及び反社会的行為

(不適切な経理処理に起因する事項)

第4条 YTU は、公益社団法人日本トライアスロン連合(以下、JTU)の加盟団体であることを認識し、次に掲げる行為については厳正な措置をとるものとする。

- (1) 金銭の不正使用(横領等)
- (2) 不適切な報酬や手数料、接待等の強要、受領又は提供(利益供与等)
- (3) 物品の購入等に関わる贈収賄行為
- (4) 会計法令に反する処理

(各種大会における代表選手の選考に関する事項)

第5条 各種大会における代表選手の選考にあたっては、事前に決められた選考基準をもとに公平かつ透明性ある選考を行い、要望があった場合には、選考過程を公開しなければならない。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、理解が得られるよう明快な説明をし、適切に処理するものとする。

(一般社会人としての社会規範に関する事項)

第6条 本規程の各条項に記された事項以外においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意

識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(倫理委員会の設置)

第7条 この規程の実効性を確保するため、YTU に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、YTU の理事を以って組織する。

(基本対応事項等)

第8条 倫理委員会は、本規程に違反する事案が発生したとの情報を得た場合には、速やかに調査を開始する。

但し、当事者が他の加盟団体に所属する場合やYTU として調査することが馴染まない事案と判断した場合は、当事者の所属する加盟団体またはJTU に調査を依頼することができる。

(処分)

第9条 倫理委員会は、自らの調査結果と当事者に対する聴聞及び弁明を総合的に判断し、当事者に対し処分を決定する。

(処分の内容)

第10条 倫理委員会の決定する処分は、下記のとおりとする。

(1) 除名及び資格停止

大会での競技者(選手)については、JTU競技規則第132条(資格停止)及び同第133条(除名)に基づき処分する。

除名の場合は、当連合の会則第9条(除名)を適用する。

(2) 解任

役員については、当連合の会則第15条(役員の解任)を適用する。

(3) 警告等

違反の事実が当事者の故意ではなくかつ軽微な場合には、警告、注意、教育的指導又はボランティアなどの社会奉仕活動の要請等をおこなう。

(処分の手続き)

第11条 倫理委員会の決定した処分については、理事会の承認を得るものとする。

2 処分は、警告等の処分を除き、当事者に対して処分の内容と理由、不服申立ての手順と提出期限等を明示した書面で行う。

(情報提供者の保護)

第12条 (情報提供者の保護)

本規程に基づく事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意義務をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。

(公示の基準)

第13条 当該通報の関係者の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容については、公表することを原則とする。ただし、公表することによって利用者等が容易に推測される場合はこの限りとはしない。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則 本規程は2024年(令和6年)1月27日より施行する。